

共通仕様書付則 新旧対照表

編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	現条文（令和7年4月版）	編 章 節 条 項					編章節条 (項目見出し)	新条文 一部改定（令和8年8月版）																				
1	1	1	1		適用	一般土木工事等共通仕様書付則（以下「付則」という。）は、滋賀県が定める一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月滋賀県）（以下「共通仕様書」という）の各規定に付加するものであり、滋賀県土木交通部で定める設計図書として契約の履行を拘束するものとする。	1	1	1	1		適用	一般土木工事等共通仕様書付則（以下「付則」という。）は、滋賀県が定める一般土木工事等共通仕様書（令和7年10月滋賀県）（以下「共通仕様書」という）の各規定に付加するものであり、滋賀県 県土整備部 で定める設計図書として契約の履行を拘束するものとする。																				
1	1	1	20		建設副産物 （再生資源の利用の促進）	受注者は、建設資材（土・砕石・Ａｓ合材・その他再生資材）を搬入または建設副産物を搬出する場合は、各法令および滋賀県建設副産物処理基準（滋賀県土木交通部）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	20		建設副産物 （再生資源の利用の促進）	受注者は、建設資材（土・砕石・Ａｓ合材・その他再生資材）を搬入または建設副産物を搬出する場合は、各法令および滋賀県建設副産物処理基準（滋賀県 県土整備部 ）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。																				
1	1	1	25		施工管理 （標示板の設置）	受注者は、共通仕様書第1編1-1-1-25施工管理第3項に定める標示板の設置については、「工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版 滋賀県土木交通部）」によるものとする。	1	1	1	25		施工管理 （標示板の設置）	受注者は、共通仕様書第1編1-1-1-25施工管理第3項に定める標示板の設置については、「工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版 滋賀県 県土整備部 ）」によるものとする。																				
1	1	1	28		工事中の安全確保 （工事現場の現場環境改善）	1. 受注者は、設計図書において現場環境改善費（率計上）がされている場合、現場環境改善費（率計上）分として実施する項目については、別表－1の中から選択し、実施するとともに、計画書に明記するものとする。 別表－1 <table><tr><th>計上項目^❷</th><th>実 施 す る 内 容（率計上分）^❷</th></tr><tr><td>仮設備関係^❶</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置、5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減^❸</td></tr><tr><td>営繕関係^❶</td><td>1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化、5.健康関連設備および厚生施設の充実等^❸</td></tr><tr><td>安全関係^❶</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、2.盗難防止対策（警報機等）^❸</td></tr><tr><td>地域連携^❶</td><td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）、5.見学会等の開催（イベント等の実施含む）、6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、7.パンフレット・工法説明ビデオ、8.地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9.社会貢献^❸</td></tr></table>	計上項目 ^❷	実 施 す る 内 容（率計上分） ^❷	仮設備関係 ^❶	1. 用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置、5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減 ^❸	営繕関係 ^❶	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化、5.健康関連設備および厚生施設の充実等 ^❸	安全関係 ^❶	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、2.盗難防止対策（警報機等） ^❸	地域連携 ^❶	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）、5.見学会等の開催（イベント等の実施含む）、6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、7.パンフレット・工法説明ビデオ、8.地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9.社会貢献 ^❸	1	1	1	28		工事中の安全確保 （工事現場の現場環境改善）	1. 受注者は、設計図書において現場環境改善費（率計上）がされている場合、現場環境改善費（率計上）分として実施する項目については、別表－1の中から選択し、実施するとともに、計画書に明記するものとする。 別表－1 <table><tr><th>計上項目^❷</th><th>実 施 す る 内 容（率計上分）^❷</th></tr><tr><td>仮設備関係^❶</td><td>1.昇降設備の充実、2.環境対策の充実、^❸ 3. ICT 設備の充実、4.作業負荷の低減^❸</td></tr><tr><td>営繕関係^❶</td><td>1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働者宿舍の充実、^❸ 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）、^❸ 4.衛生設備・厚生施設の充実^❸</td></tr><tr><td>安全関係^❶</td><td>1. 工事標識・照明等安全施設の充実、2. 盗難防止対策、 3. 健康関連施設の充実、4. 野生生物・害虫対策^❸</td></tr><tr><td>地域連携^❶</td><td>1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）、^❸ 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）、^❸ 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）、 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）^❸</td></tr></table>	計上項目 ^❷	実 施 す る 内 容（率計上分） ^❷	仮設備関係 ^❶	1.昇降設備の充実、2.環境対策の充実、 ^❸ 3. ICT 設備の充実、4.作業負荷の低減 ^❸	営繕関係 ^❶	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働者宿舍の充実、 ^❸ 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）、 ^❸ 4.衛生設備・厚生施設の充実 ^❸	安全関係 ^❶	1. 工事標識・照明等安全施設の充実、2. 盗難防止対策、 3. 健康関連施設の充実、4. 野生生物・害虫対策 ^❸	地域連携 ^❶	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）、 ^❸ 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）、 ^❸ 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）、 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等） ^❸
計上項目 ^❷	実 施 す る 内 容（率計上分） ^❷																																
仮設備関係 ^❶	1. 用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置、5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減 ^❸																																
営繕関係 ^❶	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化、5.健康関連設備および厚生施設の充実等 ^❸																																
安全関係 ^❶	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）、2.盗難防止対策（警報機等） ^❸																																
地域連携 ^❶	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）、5.見学会等の開催（イベント等の実施含む）、6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、7.パンフレット・工法説明ビデオ、8.地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9.社会貢献 ^❸																																
計上項目 ^❷	実 施 す る 内 容（率計上分） ^❷																																
仮設備関係 ^❶	1.昇降設備の充実、2.環境対策の充実、 ^❸ 3. ICT 設備の充実、4.作業負荷の低減 ^❸																																
営繕関係 ^❶	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働者宿舍の充実、 ^❸ 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）、 ^❸ 4.衛生設備・厚生施設の充実 ^❸																																
安全関係 ^❶	1. 工事標識・照明等安全施設の充実、2. 盗難防止対策、 3. 健康関連施設の充実、4. 野生生物・害虫対策 ^❸																																
地域連携 ^❶	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）、 ^❸ 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）、 ^❸ 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）、 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等） ^❸																																

共通仕様書付則 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	現条文 (令和7年4月版)	編	章	節	条	項	編章節条 (項目見出し)	新条文 一部改定 (令和8年8月版)
					共通							共通	
					現場代理人	3. 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。 ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については他の工事の現場代理人を兼務することができる。この場合でも、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。 なお、現場代理人の常駐義務の緩和および他の工事の現場代理人を兼務できる場合の条件は、別に定める「※現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県土木交通部）」によるものとする。 ※現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県土木交通部） 滋賀県ホームページ 滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > 技術管理課まとめページ > 「基準・制度・取組まとめ」はこちら > ■土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集】・【その他の積算基準類】（土木交通部） https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/303590.html						現場代理人	3. 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。 ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については他の工事の現場代理人を兼務することができる。この場合でも、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。 なお、現場代理人の常駐義務の緩和および他の工事の現場代理人を兼務できる場合の条件は、別に定める「※現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県県土整備部）」によるものとする。 ※現場代理人の常駐に関する運用基準（滋賀県県土整備部） 滋賀県ホームページ 滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 技術・品質管理 > 技術管理課まとめページ > 「基準・制度・取組まとめ」はこちら > ■土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集】・【その他の積算基準類】（県土整備部） https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/303590.html